

平成 14 年 4 月 5 日

淀川水系流域委員会
委員長 芦田 和男様

京都市建設局
水と緑環境部緑政課
課長 小林 義樹

「中間とりまとめ(案)」に対する意見について

日頃は本市市政にご協力を賜りありがとうございます。さて、「中間とりまとめ(案)」の高水敷利用について下記のとおり要望します。

記

桂川の高水敷における公園利用について

京都市では、昭和 40 年の国民健康体力増強対策関係閣僚懇談会の措置事項にそって、桂川緑地 488.5ha の都市計画決定を昭和 45～48 年に行い、以来、整備を進め 6 箇所 26.3ha (平成 14 年 3 月現在) を開設しました。都市計画決定から 29 年以上が経過し、社会情勢も変化していますが、本市は、急速な市街化に伴う運動レクリエーション施設のニーズ拡大と、市街化区域における大規模な用地確保が困難化するなど、大規模な用地を堤外地(高水敷)に求めなければならない状況にあります。また同時に、都市を貫流する河川高水敷は、震災等の災害時における避難地や避難路としても、都市防災ネットワークの根幹となります。したがって、本市では、従来の計画のように河川敷をグランドにするだけでなく、河川という親水空間を利用した自然環境に触れ合え、かつ、緊急時は防災に寄与する施設としての公園整備計画を推進しようと考えています。委員の皆様方の桂川緑地計画に対するご理解を宜しくお願いします。

桂川緑地西大橋右岸地区について

本市では、桂川の右岸で京都西大橋(国道 9 号線)付近に、上記都市計画緑地の一部区域約 22ha で施設整備を計画しています。この地区については平成 11 年に国土庁から「古都京都の防災施設としての水と緑の空間整備」として、地域戦略プランの認定を受け事業の推進に努めています。また、この地区の高水敷の大部分は明治以前から民有農地として人為的な土地利用がなされてきたドライエリアであり、現在でも農地として耕作されているため、土地権利者の意向等を調査し、西京区の公園にない運動施設(グランド)や市民農園及び河川環境を活かした積極的な親水利用エリアを併設した都市緑地を目指しています。河川利用の在り方については、立地特性や歴史風土、並びに地域の実情等をご高配の上、公園緑地計画へのご理解を宜しくお願いします。